

平成24年度第1回愛知県学校法人等助成審議会 会議録

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	<p>ただいまから、平成24年度第1回愛知県学校法人等助成審議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、委員20人中16人の方にご出席をいただいておりますので、愛知県学校法人等助成審議会条例第4条第3項に定めます委員の半数以上の出席条件を満たしており、有効に成立いたします。</p> <p>会議に先立ちまして、大野県民生活部長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
県民生活部長	<p>(県民生活部長あいさつ)</p>
事務局	<p>本日は、昨年11月30日の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>お手元に委員名簿と配席図を配付しております。</p> <p>ご紹介に当たりましては、配席図の会長席右手側の委員の方から時計回りにてご紹介申し上げます。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>先ほど申し上げましたように昨年11月30日の委員の任期満了に伴う委員委嘱後初めての審議会でございますので、今期の会長をお決めいただきたいと存じます。</p> <p>当審議会の会長は、審議会条例第3条第1項において、委員の互選により決めることになっておりますが、どなたかご推薦をいただけませんかでしょうか。</p>
委員	<p>従来より学識経験者の中から会長が選出されており、徳光前会長の後任としてご就任された石田委員にお願いしたいと思えます。</p>
事務局	<p>「石田委員にお願いしたい。」とのご発言がありました。いかがでしょうか。</p> <p>(一同異議なし)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、石田委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。どうぞ会長席へお願いいたします。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
事務局	審議会条例第3条第3項により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっておりますので、会長からご指名をお願いします。
会長	前期に引き続き、二村委員を指名させていただきます。
事務局	会長の指名により、二村委員が職務代理者となりました。二村委員、よろしくお願ひします。
事務局	審議会条例第4条第2項により、会長が議長となるよう定められておりますので、会議のお取り回しを会長にお願いいたします。
会長	<p>それでは、お手元の会議次第に基づきまして、審議を進めてまいりたいと存じますので、議事の進行に皆様方の御協力をお願い申し上げます。</p> <p>審議に入ります前に、運営要領第5条の規定に基づき、会議録署名人2名を会長が指名することになりますが、今回は福谷委員と藤城委員を署名人として指名させていただきますと思います。</p> <p>福谷委員、藤城委員、署名人をお引き受けいただきますでしょうか。</p> <p>(両委員承諾)</p>
会長	続きまして、会議次第の7の「平成24年度愛知県私学振興関係予算について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	(平成24年度愛知県私学振興関係予算について説明)
会長	ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。
会長	<p>ご質問もないようですので、会議次第の8 諮問事項の審議をお願いします。</p> <p>本日、御審議いただきます事項は、お手元の「学校法人等に対する助成について(諮問)」のとおりであります。</p> <p>それでは、諮問番号24-1「平成24年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(平成24年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について説明)
会長	それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問があればお伺いしたいと存じます。

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>参考資料の7ページ、補正評点表の中にある高等学校の新入生徒収容状況に関する説明がよく分からない。入学定員未満で、かつ、募集人員に対する入学者の割合が著しく低い場合、その割合により減点すると書いてある。ということは、入学者が募集定員に対し100%の場合は当然減点がないわけですが、75%までは減点しないよ、という話ですか。</p> <p>23年度までは80%だったのを75%までは減点対象としない、としたわけですね。</p>
事務局	はい。そのとおりです。
委員	ということは、つまり25%の定員は欠員状況でもよしということになりますね。
事務局	ここだけ見ればそうです。それについては減点しない、ということになります。
委員	他のところで調整はされているのですか。
事務局	はい。
委員	どこに記載してあるのですか。
事務局	<p>定員内実員の生徒しか配分対象にしないというのが大原則であります。審議会資料の3ページの一番下の部分（d）生徒加算分、この説明を見ていただけますか。</p> <p>②の単価は一般補助金総額を5月1日現在の定員内実員で除した額です。生徒数は募集計画の生徒数の範囲内において5月1日現在の実員が学則定員を超過した額、これちょっと分かりづらい表現で恐縮なのですが、ここ3年余り、私立高等学校は2千人からの募集定員に対する欠員が続いております。一方で平成26年度まで生徒数が微増する。この生徒数というのは中学卒業者数のことです。こういう状況の中で、募集人員に対し入学者が満たない場合は、ある程度減点させていただいていますが、一方で募集人員をややオーバーしてがんばっていらっしゃるところについては、学則定員と比較しながら、この人数をみようというものです。先ほど申し上げましたように、学則定員でバサッと頭切りをしてしまうのですけれど、26年度までは、逆に募集をがんばったところについては、いる人数をある程度配分の中に入れようというものです。ですから委員のご指摘にあったように、今まで、入学者が募集定員に20%足らなければ減点したところを、25%にまで緩和したという中で、26年度まで中卒者が微増する間は、学則定員という頭切りだけではなくて、実際にそこにいる生徒は加算しようというものです。ご指摘は、一生懸命募集にがんばっていただいている私学側が募集できるようにインセンティブを与える一方で、募集定員を達成できなかった場合に減点される対象が緩和されているのではないかということかと思いますが、一方で、一生懸命募集したところには、ちゃんとそこにいる生徒のある程度の人数までは見るということです。要は、我々が考えているのは、で</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>きる限り募集計画に到達できるように一生懸命がんばっていただきたいという思いです。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>その他、質問はありますか。</p>
委員	<p>審議会の資料5ページ、教員の充実状況、配点35点で大変高く、このことについて申し上げたいと思うのですが、ここでは、専任の先生を雇いましょうと、そうするとちゃんとしっかりした手当をしますよと、そのことは大変生徒にも効果があると思います。例えば私、高等学校ですけれども、大体教員職員併せて100名くらいいまして、9割ぐらいの比率で専任教員ということで雇っている。例えば20年ちょっと前、平成元年あたりですと高等学校に入ってくる生徒が大変多くて一世代、二百数十万人、二百五十万人ぐらいだったと思うのですが、今は大体一世代が百二、三十万人と半分です。石田会長がおっしゃいましたように、少子高齢化が進む中で、専任教員を、例えば若い先生がいららうということで、22歳の人を雇うとですね、定年まで約40年雇うとすると、40年先に先生方の数に見合った生徒がいるだろうかという話になる。例えば、公立であれば、40人学級を35人にする、30人にする。これも税金がかかる訳ですが、そういうことができましょう。しかし私学の場合ですと、それに見合ったもの、補助金をたくさんいただくとか、あるいは授業料を上げるとか、逆に人件費を減らすとか、あるいは古いものをそのまま使うとか、そういうやりくりをしなければならなくなる。教育条件の維持向上ということでは正規の職員を雇うということは望ましいし、こういう時代ですから非正規雇用をどんどん増やすこともあまり好ましいことではないのですが、私学助成の三つの目的には、教育条件の維持向上とともに、私学の経営の安定、あるいは健全化ということも入っておりますので、その観点からすると、そろそろ制度を見直さなくては後は難しくなる。つまり、将来にわたって40年も先まで責任を負わなくてはならない。私はおりませんので責任を持つ気はないのですが、『あの時の理事長はなんでこんなにたくさん雇っちゃったんだ。県からお金くるから、つい目の前のお金に目がくらんだんだ』と、なるわけですが、専任教員率を増やすとたくさん加点がつかますけれど、しかしそれが本当に長い目で見た時、私学の経営安定に資するようになるのかということ。もう一つは、さっきも会長さんがおっしゃったように、非常に予測困難な難しい時代に、いかに多様化、あるいは特色ある人がいることが、社会においていろんな意味での強靱さにつながるという時に、別に一律で教育をやっていることが悪いというわけではないのですが、いろんなことをいろんな形で教えることが必要になる。そうなりますとどうしても一クラスを二つに分ける、あるいは二クラスを三つや四つに分けて授業をやるということになれば、先生の数もそ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>れなりにいる。多様な教育を制度の上から、別にやっではいけないといっている訳ではないのですが、制度であたかも専任率を上げることがを誘導するかのようになってい政策が本当にいいのだろうか、ということですね。これはまあ、いろんな教員組織から、専任率を上げて欲しいという要望もあるようですけれど、経営だけのことでなくて、将来、学校がずっと続く、それは教員にとってもちゃんと雇用が守られることになる。あるいは、大切な教育が多様な中で施されるということのために、これが果たして良いことなのか、ということですね。全国で大体私学の専任率というのは非常に低くて70%、75%くらいだと思のですが、愛知県の場合は90%以上となっている。それはそれで、嫌ならやめなさいということになるのですが、そうしますと補助金が減らされます。私は（私学助成の）大きな三原則の中で、どれが必要とされて、どれが必要とされないということではないのですけれど、バランスの点で言いますと、少子高齢化が必ず来ることは分かっているのですから、これはちょっと考え方を少し変えていただく、あるいは修正していただく必要があるのではないかなと思います。</p>
会長	<p>定年制がどんどん延長される。最大の課題は人事構成、人事構想をどうしていくかという問題があると思います。同じような観点かと思うのですが、事務局の方も、同じような問題意識をもっているかもしれませんが、何かご意見は</p>
事務局	<p>今後の課題認識は当然であると考えています。状況を補足説明しますと、昭和63年が中学卒業生のピーク、平成18年がボトムであり、昭和63年当時と比べて6割くらいになった。それが今、若干戻ってきた。ほぼ横ばいに近い形で平成26年まで微増し、平成27年からまた漸減していく。15歳人口は、平成33年あたりになると、平成18年のボトム時と同じくらいの水準になる。急激な少子化の中で、当時、急減期特別対策を打ち出した。文科省の定めた45人学級から40人学級への移行、私立高校の教員専任率90%という目標値を掲げた。数年前から私立高校55校の平均では90%になっている。専任という考え方は、5ページの一番上の※印「標準法 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づく。これは、公立高等学校の適正な配置と、教職員の算定のもとになるのは生徒数であります、教職員が何人になるのかを定めたもの。学校が一つあれば校長が1人、教頭は複数配置、養護教員も複数配置になります。今は6次の公立標準法を高校は使っております。中学校は7次まで進んでいます。この法律に準拠する形で認可基準が定まっています。教育条件、公教育の一翼、という観点で言えば、公の支配を受けている部分で一番大きいのは教科書、国が定めた国選教科書を使うこと、一方で5ページにあるように一学級あたりの定数が40人以下でないと満点にしないのは、40人で編制するというようにさだめているからであります。法的に定まっているものにはちゃんと準拠していただきつつ、一方で専任率の出し方も標準法に基づいて計算している。ご指摘があったのは、今後の少子化の中で、生徒がいない中でどうしていくのかという非常に根本的な問題であり、そろそろ見直しの時期にあるというご指摘</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>については共通認識である。法に基づいた形で行いながら、一方で、相対的に愛知の私学の平均値を見ながら、たとえば生徒納付金は、平均額を満点にする形で、それよりも高いところには小刻みに減点をすることで差を設けています。そういうことで、父母負担の軽減にも経常費が寄与するようにと考えている。教員の適正配置が重要であるということは事実であり、100点中35点の配点である。専任教員率の平均が90%ということは、100%を越している学校もあれば、遠く90%に及ばない学校もあるということ。そこは各学校の規模、ロケーション、生徒募集、いろいろなものが絡みますので、委員のご指摘については未来永劫このままの形でいくことは考えていない。いろいろな機会をとらえながら、配分について意見交換したり、また、予算についても協議をしていかななくてはいけないと考えております。</p>
会長	<p>他に質問はありますか。</p>
委員	<p>2点ほど意見があります。審議会で審議する経常費補助金の配分目的を、先ほど部長は私学の教育条件の維持向上、私学の経営の安定化、そして間接的には父母負担の軽減とおっしゃられたが、審議会資料では父母負担の軽減が一番先に書かれています。父母負担の軽減と申しますと、授業料は安い方がいいに決まっております。私学は、毎月3万円ほどの納付金と約30万円から40万弱の経常費補助金をいただいて運営しております。大体年間一人当たり80万円弱くらいになります。ここ数年、愛知県の公教育にかかる生徒一人当たりの費用が全国平均よりもだいぶ下がっています。全国平均は110万円くらいですが、愛知県は90万円くらいとのこと。そういう中で、私学教育は、もともと70万円から80万円で公立と同等以上の教育を行おうとしている。先ほどもご意見がありましたけれど、新入生徒収容状況が低い方の基準を緩めるのは、生徒募集を図るためのインセンティブに逆に働くのではないかと、ペナルティをかければ、生徒を集める方向に私学が奔走して2千人の欠員が減るのではないかと、とのお考えが底辺にあるのかもしれませんが、生徒が集まっていないところは、納付金が補助金より多くて、一人当たり70万円から80万円、納めていただけない生徒がいないところであります。さらに、生徒がいないがために経常費補助金もさらにカットされる。ダブルパンチどころかトリプルパンチであり、中規模以下の私学は耐えなくてははいけない。公立も私立も公教育の一翼を担っているわけでありますが、教育の多様性という点で、いろんな私学がやっていけるように助成していただければ一番愛知県にとってプラスになるのではないかと考えます。最後ですが、授業料軽減補助金は甲区分では、公立並みに授業料がただになるわけですが、私学に来る甲Ⅰの生徒、経済状況が悪い生徒が多くなっています。ですから前年比100%を超える助成金額が予算措置されているのであって、増やそうとして増やしているわけではないと思う。また、授業料は公的に助成されるが、授業料以外で教育充実費や施設整備費と称して区分けしている部分には助成されないで、公立における授業料の不徴収と同じように、経済状況が悪いご家庭はただになると思ったら大間違いで、月に4千円、5千円の負担がある。この件について</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>はまた、各委員に勉強していただきたいが、それが現状であるので、冒頭の私学助成の役割、父母負担の軽減ばかりに目を奪われるのではなく、中小の私学がやっていけるような振興をしていただけるようなことも、少しは頭の隅に置いていただきたいと思います。</p> <p>私学の定員のところでよくわからないことがあります。生徒をたくさんとりすぎたら経常費補助金がマイナスになるとのことですが、生徒募集にがんばっているところはあとで加算するとのこと、さる高等学校の方は、県が定めた定員だけ生徒を集めたのでは学校運営がなりたないため、常に定員の2割増しの生徒募集が目標であると言っている。すると毎年、毎年、定員の2割以上生徒をとっているところに、さらに補助金が入ってくる。2割越えをしている高校が何校あるのかわからないが、それによって生徒が減る高校も当然出てくる。定員までに抑えていればほかに移っていく生徒もいると思いますが、常に2割、25%を超えているような高校に対しても同じように補助金を出しているのですか。</p>
事務局	<p>いまご指摘の高校は確かに数校あります。実員が定員を確実に大きく超過しています。ただ、そこは定員が大原則でありますから、定員内実員で頭切りになってしまいます。ただ一方、お話の中で一つ修正しなければならないことがあります。高校の募集定員は県の方で定めている訳ではありません。公私の収容計画というのは、来年度中学を卒業する生徒数のうち、計画進学率というのを93%と定めて、公私2対1という受け入れ比率であります。公が2、私1、この『私1』の部分に対して、私立学校側は加盟している団体の中で、地域差もあるものですから、どれだけの募集を図って、その『1』を確保していくか、『1』の受け入れの責任をどう負うか、という制度になっています。ですから、県が一方向的に定めている訳ではない。実績やロケーションを見ながら私学側がそれぞれにご努力なさっている。県下一律で考えられないものですから、どうしても私立学校は名古屋市内に集中していますので、三河部あたり行きますと、県立高校は先ほどの適正配置により、ちゃんと配置がされておりますので、私学がどうしても苦戦するところは当然ある訳で、そこはそこでそれぞれ地域、地域でみて、確実に2対1でバシッと分けるのではなく、私学側が受け入れ可能な範囲というのはあります。大幅に超過している部分は当然、それは頭打ち、頭切りをする。要は、公私2対1を決める際、学則定員よりも募集定員を重視してもらっているんです。学則定員というのは、認可上の定員なので、なかなかさわらない、さわれないんです逆に。それに対して募集定員というのは、毎年毎年、来年中学生が何人卒業するか、計画進学率を何%に設定していくのか、そういった中で私学側の数を調整しています。野放図にとっているところがどんどん増えるということはないです。生徒数に準拠しておるのですけれど、募集定員に対し125%を超過した高校に対しては減点をしております。そのバランスの中で</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>私立の側から言いますと、公立高校の合格発表は3月22日前後であるが、その後で、初めて私学に何人入学してもらうかが決まる。</p> <p>去年はこんなもんだから今年はこれだけ入学するだろうと言っても、何の根拠もない。入試委員会で経験者を集めてどのラインを合格者のラインとするのか決めている。時間もないため大幅な減となっても2次募集もできない。経験則で入学者数の見込みをはかっているから、ものすごく見込みと実際の入学者数にずれが出る。今おっしゃったように、確信犯でとんでもない人数を集めるところは別だと思いません。うちなんか、十何年入試委員を経験した人でも入学者数があたらぬ。この入試制度が一番の問題である。生徒がこれくらい来るだろうと見込んだのが間違っていたら、どうやって施設や適正な数の教員を確保することができるか。入学者数が多かったら、すでに教員採用は終わってしまっているから、あわてて教員を探さないといけない。先に採用した教員を、ずっとキープしつづけることもできない。公立の入試制度と私立との関係を考えていただかないと、3月末のわずか10日かそこらで、責任を持ってどういう対応ができるのですか。こんなバカな制度でいいものかと思うのです。これが申しあげたいことの1点目</p> <p>もう一点は、石田会長がいいことをおっしゃっていただきました。「自らの道は自ら切り開く」とご挨拶にありました。私どもは授業料を3年前に値上げしたが、授業料を値上げすることは大変なことである。受験生、入学生が減るかもしれない。いろいろお願いして回って授業料を値上げしたところ、県から自助の努力をしたと誉められると思ったら、なんのことはない。なんてことをしたんだとペナルティで補助金を下げられてしまった。相当な努力をしないと授業料値上げには踏み切れないが、値上げした年が、開学以来一番受験生が多かった。そういうことを考えると、県が平均よりも授業料が高いと経常費補助金を減らすというのは、振興助成法とか、何か法的に根拠があるのですか。</p>
事務局	<p>あくまでも配分基準によってです。</p>
委員	<p>県は『そんなに学校をやっていけないのならば、授業料を値上げすればよいではないか。値上げして生徒が来なかったら、それだけ魅力のない学校なんだから、もっと努力すればよいのではないか』という意識があると思う。がんばって授業料を上げたらペナルティがあるというのは、何とかならないものかと思う。</p>
事務局	<p>ずっと言われ続けている項目であります。何十年と、昨日今日の話ではありません。私どもとしては、あくまでも私立学校の平均値を満点としている。絶対値は持っていない。帰属収入の中で一番大きく占めるのは、一方で生徒納付金、一方で経常費補助金、この補助金のウエイトが高いと思うか低いと思うかはそれぞれだが、3割近くになる。この二つが合わさって収入になり、そして支出になる。経常費補</p>



発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>助金を出しているということは、授業料の抑制効果も図らなければならない。それはなぜかという、審議会資料に書いてある3つの項目は、振興助成法に書いてあることそのままだからです。「教育条件の維持向上」も「父母負担の軽減」も「経営の安定化」も、昭和51年4月から施行された振興助成法の趣旨です。一方で愛知県は、授業料軽減補助を県単独でやってきました。平成22年度から現政権が、公立高校の無償化とともに私立学校へ就学支援金、一律118,800円を支給することになった。ただし低所得者層に対してはその1.5倍、さらに生活保護世帯には2倍、県の基準はそれよりも高かったため、その基準を維持しながらも低所得者層を拡充し、授業料相当額まで県単独で上乗せをして、中間所得者層には年額2万4千円増やしたのが今の単価であります。総額で増えているのは、1.7%の増というのは、事業別で見れば、経常費補助金も総額1.7%の増であります。経常費補助と授業料軽減の二本立てで私学助成を行っている中で、今日は、あくまでも経常費補助の配分の話であります。毎年、生徒納付金の基準値を変えてくれ、もっと言うと、撤廃してくれというご要望をいただいておりますが、他県を調べても、生徒納付金の項目がないような経常費補助金の配分基準は考えられない。経常費補助金が、少しでも父母負担の軽減につながるよという趣旨である。だから、我々は基準を平均値で捉えている。平均値から外れるということは、値上げを抑制するどころか、逆に値上げを促進することになってしまわないか。そういう問題があります。</p> <p>多くの方は、私学の理事長はベンツとかレクサスとかに乗っていると思われているかもしれませんが、そういったところは大きな大学を持っているようなところであって、高等学校だけとか、中学校・高校のみの学校はそんな経営はやってられない。事務局は平均とおっしゃっているが、全国平均の生徒納付金はいくらかというと71万円くらいであって愛知県は全国平均に比べて7万2、3千円少ない。今年2千円上がりましたが、平均というのはどうして愛知県だけご覧になるのでしょうかということをお願いしたい。お金があればいい教育ができるというわけではないし、その分、理事長のベンツに変わるかもしれませんが、全国平均より愛知県の生産所得は高いにもかかわらず、授業料は低い。東京は87万円、神奈川は86万円、兵庫85万円、福井85万円、埼玉80万円、これぐらいの授業料をとって経営している。私どもは64万円、何も授業料を上げた方がいいというわけではないのですが、せめてその分でもう少し、子供たち、親たちが望んでいる多様な先生を雇いたい。にもかかわらず、経常費補助金を通じて授業料を上げることに抑制がかかっている。県も税金が上げられず、借金をして運営している中で、受益者負担、利用者負担に付け替えていくという時代ですから、その考え方をうけないと、私学のお金も減っていくし、そのことは県全体にもいい影響にならない。今日は議会の方もお見えですから、県から私学にこんなにお金がいってしまうのであれば、私学は受益者負担にしますといった選択もしなくてはいけない。その時に補助金を減らしますと言われると逡巡する。財政的には破たん寸前の時代になると、将来の課題として、なんて悠長なことを言っていられない。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>ただいまのご意見では、時代の変化に教育費の負担をどこにかけるかといった問題提起でありましたが、そのほか何かご意見ございますか。</p>
委員	<p>特別これということではないですが、私は幼稚園なのですが、担当部局に対し要求をしている部分なのですが、せっかくいろいろな見識を持たれた委員さんがおみえになりますので、ぜひ幼稚園の今の状況を知っていただきたく思います。</p> <p>経常費補助金の幼稚園の一人あたりの単価は、参考資料の3ページにもありますけれども170,050円ということで、この金額というのは、全国の平均からもかなり低いものであります。財政措置額からも低いわけでありまして。そのような中で、私どもは通ってきている園児の親の所得が低いということで、授業料をあげていくというのはなかなか難しいし、忍び難いことでもあります。また、父母負担の軽減という一つの私学振興の基本方針に書いてあるとおり、それはなるべくしたくない。しかも、教育条件の維持向上、私学経営の安定化をしていかなければならない。</p> <p>私どもの教職員の年間の所得はどれくらいあるのかといいますと、やはり公立の同じ幼稚園教諭、それから職員の給料と比較しますとかなり低い金額であります。定着してほしいので、そこを上げてあげたい、あげてあげたいけれどもなかなかそこまで追いついていかない。そういったがんじがらめになった中で、教職員の給料を上げるわけにもいかないし、補助金をたくさんくださいと言ってもなかなか上がってこないというのが、今の幼稚園の実状であります。少なくとも全国の平均レベルである財政措置額ぐらいまでは、ぜひ単価というものをしっかりと見据えていただいて、そういった単価を出していただければ、幼稚園経営が楽になっていくのかなあとということを毎年のように思っておりますけれども、幼稚園にはそういった非常に苦しんでいる今の実態がある。また、毎年毎年、幼稚園の園児数が、県下ある一部の地域を除いて減ってきています。極端に言いますと、一クラスずつ減っている幼稚園もいくつもでてきている。そんな中で、来年、再来年、10年後まで幼稚園を続けておられるだろうかという心配をしてみえる理事者たちもたくさんおられるわけですので、そんな中で非常に苦労しながら子ども達の育ちというものを全面に押し出して、なるべくいい保育をしていきたい、いい教育をしていきたいとがんばっておるわけですので、どうか一人あたり補助単価のアップをなんとかお願いしたいと思っております。声を大きくして毎年言っておりますので、どうかそれぞれの委員さんのお力をいただいて、ご理解いただけたらありがたいなと一言だけ言わせていただきました。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>今の幼稚園の要望ですが、毎年知事に陳情をいただいておりますし、議会へは請願をいただいております。県の一人あたりの県民の負債額が著しく高い中で、私どもも一生懸命予算確保に努めておりますし、議会のご理解を得て、総額1.7%という伸びを示していることも事実であります。</p> <p>頑張っておりますので、議会から一所懸命後押ししていただいておりますし、ご</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>要望として承ります。</p> <p>今回のインターンシップや防災教育の推進や、新入生徒収容状況の基準緩和を、年度の7か月経ったところで決められてもどうするのでしょうか。私なりの考えでございますが、例えば、こういうことを来年度にやったらどうですかと、少なくとも1年前近くからアナウンスして、こういうことだったらお金がつくから支援しますよ、というのがあって、私立学校の振興というものがあるわけであって、それを年度の7か月経ってからでてくるというのは、よく理解ができないですね。制度的に難しいということであれば、その組み立て方を考え直すべきですよ。</p>
事務局	<p>審議会資料の6ページをご覧くださいませ。例えば、高等学校の特色教育推進分でございますと、毎年、当該年度の実績を使用しており、外国人教員の採用については5月1日付けの学校基本調査の人数を、転入学生や編入学生の受入れについては当該年度の8月末時点の実績を調査して報告いただいた人数を、国内研修への教員派遣については8月末時点の実績と9月以降の計画を見込んで算定しております。新規項目のインターンシップについても今年8月末時点の実績と9月以降のご計画を頂戴しました。</p> <p>同様に、当該年度の5月1日の基礎数値ないし、8月末時点の実績ないし、9月以降の計画を調査して、配分計画を作っていくということを毎年、以前からずっと行っております。</p> <p>唯一7ページの中ほどにあります特色ある教育活動の推進については、平成23年度実績に基づいて配分をしております。昨年度の実績に対して後付けで配分を行っております。それ以外は当該年度の実績ないし、9月以降のご計画に基づいて行っております。これが経常費の配分方法であります。</p> <p>事前に来年の項目をと言われましても、少なくともここにあるものは国が突然何かを示さない限り、基本的には継続されます。また、新たな項目のご要望があれば、6月から8月にかけて行う意見交換の場で配分の要望を頂戴して、改めるべきものは改めますし、難しい懸案事項については長期的に継続課題として取り組んでいきます。配分項目は過去からずっとやってきたものがほとんどでありまして、平成11年以降、たとえば、公立標準法が五次から六次に切り替わった際などにおいて分析、検討をまいりました。</p> <p>あくまでも私どもとしましては、現行の私学の実績ないしは計画に基づき、算定していきますのでご理解いただきたいと思っております。</p>
委員	<p>愛知県の正規教員の割合は90%と、全国平均よりも高いということで非常に努力して上げておられます。バブルの頃はこんなひとが正規教員になっていいのかなと思うような時代も正直ありましたが、今、本当に苦しくて、給料の上下はともかく、正規で仕事ができるということが、どんなに支えになっているかというのを痛感しております。幼稚園、小学校、中学校、高校と教えていますが、教職は、かろうじ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
委員	<p>て正規の割合が高い状況でございます。本当にありがたく思っております。おそらく愛知県のバックアップもあるのではないかと思います。大変だと思いますが、人材を送り出す大学側に見てみると、大学の死活問題よりも、やっぱり学生達が社会人になっていく第一歩が、ほんとに壊れかかっていますので、なんとかいろいろな努力をしながら、生きていく方向性や明るい未来を支えてあげないと思っておりますので、なんとかいろんな形でちょっとでも愛知県が若い人達に希望をまくように、手を差し伸べないといけないということを、いろいろなお話を聞きながら、いろいろな努力の中で、歴史の中で作られているんだということも痛感いたしました。一言感想を申し上げさせていただきました。</p> <p>昨年もお伝えしましたが、文部科学省認可法人では、会計士の監査をさらに審査しております。私が例えば、学校法人を監査しますと、その監査証明をさらに審査していただくことが文部科学省認可で義務づけられております。知事認可に対しては、まだ移行措置ということで、経過をみているところなので強制力はないのですが、実際は愛知県知事認可の監査をした時に、監査の審査を受けたかどうかを日本公認会計士協会に提出することが義務づけられております。そうするとどうということが起こるかという、学校法人の先生のところの監査を私がしますと、先生のところから報酬をいただきます。さらに私は、ある先生の審議を受けます。審議を受ける時のお金は、本来、学校法人の先生のところからあわせていただいております。文部科学省認可の監査については大変苦しい中、その分を加算して監査報酬契約を結んでおります。県知事認可の監査については強制力はないのですが、もうそのような方向に動いております。そうするとどうなるかという、私が報酬をいただいた中から渡すわけですね。そういうような状況で県知事認可の監査が進んでおります。</p> <p>多くの監査法人は、県知事認可の監査を手放す方向にきています。</p> <p>もともとは補助金をいただいた学校法人の状況が適正であるという、補助金をもらった以上は適正ですよという監査証明を出すというのが元来の目的なのですが、加算をお願いしなければならない大変苦しい状況です。</p> <p>資料を見ると、学校法人立幼稚園などですと、事務費で公認会計士の監査経費がありますが、加算はされておられません。私たちはいつかかなり近い将来、義務つけられるのではないかと思っております。私たちは自主的に行っておりますし、公認会計士協会全体もやっておりますので、公認会計士も、私立幼稚園の監査を大変心苦しくお引き受けしているという話をよく聞きます。ぜひそのへん少し、加算の検討を、教育とは違いますが、ぜひお願いしたいなと思います。</p>
会長	<p>他よろしいですか。それでは審議を終了し採決したいと存じます。</p> <p>ただいまの諮問番号24-1「平成24年度愛知県私立学校経常費補助金の配分方法について」は、原案を可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

発 言 者	発 言 要 旨
会長	<p>ご異議なしと認め、本案件につきましては、「原案を可とする。」旨の答申を知事に提出することとします。</p> <p>続きまして、会議次第の9 報告（1）「平成 24 年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額について」及び（2）「平成 24 年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法について」を一括して事務局から説明をお願いします。よろしいですか。</p>
事務局	<p>（「平成 24 年度経常費補助金に係る交付時期及び7月交付額」及び「平成 24 年度学校法人立以外の私立専修学校及び各種学校に対する経常費補助金の配分方法」について説明）</p>
会長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問があればお願いします。</p> <p>特に、ご質問もご意見もないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。</p> <p>これもちまして、議事を終了させていただきたいと存じます。なお、本日の会議の結果につきましては、この後、県政記者クラブにおいて、審議の結果を発表することといたしておりますので、ご承知願います。議事の進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
県民生活 部長	<p>（お礼の言葉）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>